

情報ステーション



2013 FEB by T's office

平成25年税制改正大綱のポイント①

平成25年1月24日、自民党・公明党による平成25年税制改正大綱が発表されました。今後、国会で審議され3月には改正法が成立する見込みです。今号では、皆さんの関心が高い相続税関連について紹介します。

① 相続税の基礎控除の引き下げ

平成27年1月1日以後の相続から適用されます。まだ、2年先です。お間違えのないように！

バブル期の地価に対応していた基礎控除の水準をバブル期前の水準に戻すため、定額控除と比例控除が引き下げられます。

	現 行	改正後 (27年1月～)
定額控除	5000万円	3000万円
法定相続人比例控除	1000万円×法定相続人数	600万円×法定相続人数

たとえば、法定相続人が妻と子供2人の場合は、これまで5000万円+1000万円×3人=8000万円だった基礎控除が、27年1月1日以降開始の相続からは、3000万円+600万円×3人=4800万円へと40%減額されます。

相続財産には、土地、建物、現金預金、有価証券、事業用資産などのほか、生命保険金(500万円×法定相続人数は非課税)等も課税対象になります。居住用土地については100坪までは80%評価を減らすことができる特例があります。

さて、あなたの財産は基礎控除額以下ですか？それとも以上ですか？

② 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

30歳未満の子や孫へ教育資金を抛出し、金融機関に信託した場合、子・孫1人当たり1500万円(学校以外は500万円)を非課税とする特例が創設されます。子・孫は教育資金の非課税申告書を金融機関を通じて税務署長に提出、払い出した場合、教育資金の支払いに充当したことを証する書類を金融機関に提出することになります。この制度は25年4月1日から3年間実施されます。

顧客第一主義の会計事務所

<http://takeichi-zei.com/>

発行：竹市会計事務所 2013.2.12